

## 熱海市広報あたま広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熱海市広告掲載要綱（平成21年熱海市告示第71号。以下「要綱」という。）に基づき、熱海市(以下「市」という。)が発行する広報紙(以下「広報あたま」という。)への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報あたまに掲載する広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (5) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (6) 求人広告その他これに類するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広報あたまに掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置、規格及び掲載料金は、別表のとおりとする。

(申込者の資格)

第4条 広報あたまに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、市内に住所、事業所等を有していなければならない。ただし、市に隣接する市町に住所、事業所等を有する者その他の市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第5条 申込者は、広告掲載申込書（熱海市広告掲載要綱 様式第1号）に市区町村民税の納税証明書及び掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第6条 掲載する広告の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 市内に事業所等を有するものに係る広告
- (2) 国、地方公共団体、一般社団法人及び一般財団法人並びにこれらに類するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申込みを受けたときは、次条に規定する広告審査委員会の審査を経て当該広告の掲載の適否を決定する。

2 前項に規定する広告の掲載及び不掲載を決定したときは、広告掲載(非掲載)決定通知書(熱海市広告掲載要綱様式)により申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定した期日までに、当該広告の掲載に必要な版下その他の原稿を提出するものとする。

(広告審査委員会)

第8条 市長は、広告掲載について審査を行うため、広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、要綱の規定を適用する。

(広告掲載料金の納付)

第9条 広告主は、市長の指定する期日までに、当該広告の掲載料金を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 広告主が第9条の規定による掲載料金の納付をしないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広告掲載取消通知書(熱海市広告掲載要綱様式)により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第12条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第3号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、広告掲載料金還付請求書により市長に請求するものとする。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、熱海市広告掲載要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

掲載位置	規格(縦×横)	掲載料金(1 月号につき)
広報あたみの表紙及び裏表紙以外で市長が別に指定する頁の最下段	50 ミリメートル×85 ミリメートル	2 万円
	50 ミリメートル×170 ミリメートル	4 万円
広報あたみの裏表紙の最下段	50 ミリメートル×110 ミリメートル	4 万円

広告掲載料金還付請求書

年 月 日

熱海市長 あて

住所又は所在地

請求者 氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名)

電話番号 ( )

広告掲載料金について、次のとおり還付を請求します。

還付請求月号	年 月 号
請求金額	円
振込金融機関	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。